

## 事業主の皆さまへ

# ハローワークの求人情報提供サービスをご活用ください

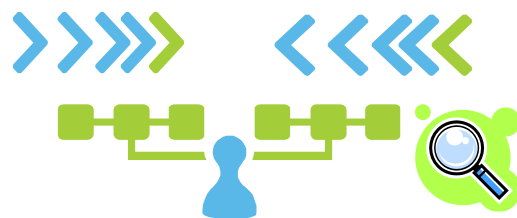
地方自治体・地方版ハローワーク・民間職業紹介事業者を利用する  
求職者からの求人応募が期待できます

ハローワークでは、事業主の皆さまが登録した求人情報を、地方自治体・地方版ハローワークや民間職業紹介事業者に、オンラインで提供しています（平成26年9月から実施）。提供の対象は、全国のハローワークにお申し込みいただいた求人（※）です。

（※）大学等を卒業予定の方を対象とした求人や障害者求人も含まれます。

## 求人情報提供サービスのメリット

ハローワークを利用する求職者に加えて、  
情報提供先（職業紹介事業を行う地方自治体・  
地方版ハローワークや民間職業紹介事業者）を  
利用する求職者からの求人応募が期待できます。



- ハローワークにお申し込みいただいた求人は、原則として、職業紹介事業を行う地方自治体・地方版ハローワークや民間職業紹介事業者にオンラインで提供することをお願いしています。
- ただし、これらの機関への求人情報の提供を希望しない場合は、求人申し込み時に希望しない提供先を選択することもできます。
- この求人情報の提供の可否は、求人申し込み・公開後にも変更することが可能です。

## 1. 求人情報の提供先

### 提供先となる「地方自治体・地方版ハローワーク」

- 職業安定法第29条第1項に基づき**無料職業紹介事業を行う地方自治体**
- 自ら職業紹介は行わないが、**職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う地方自治体**  
※求人者および求職者から金銭を徴収しない場合に限りです。  
実際に職業紹介（求人事業主への求職者の紹介）を行う委託先の職業紹介事業者にも求人情報は提供されます。
- ハローワークと連携し、求職者に対して職業紹介に準じた個別支援を行う地方自治体
- 職業安定法第33条の2第1項に基づき**無料の職業紹介事業を行う学校等（中学校・高等学校を除く）**
- 職業安定法第33条の3第1項に基づき**無料職業紹介事業を行う特別の法人**

### 提供先となる「民間職業紹介事業者（民間人材ビジネス）」

- 職業安定法第30条第1項に基づき**有料職業紹介事業を行う事業者**
- 職業安定法第33条第1項に基づき**無料職業紹介事業を行う事業者**



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク LL030318首01

## 2. 求人申し込み時の手続き

■「3. 求人情報の提供における留意事項」「4. 提供先における求人情報の利用のルール」をよく読み、ハローワークへ求人を申し込む際に、求人情報提供の可否を確認してください。

提供する場合は、ハローワークインターネットサービスの「求人区分等登録」画面の「リーフレット兼同意書の内容を確認し、求人情報のオンライン提供に同意します」にチェックを入れてください。

■求人申込書を利用する場合、リーフレットの最終ページにある同意書を提出してください。

■オンラインでの求人情報の提供を希望しない機関（地方自治体・地方版ハローワーク、民間職業紹介事業者（民間人材ビジネスと表記されます））がある場合は、その機関にチェックを入れてください。

提供しない機関がある場合、チェック

求人情報提供の希望  
(地方自治体・地方版ハローワーク/民間人材ビジネスへの提供)  
求人情報提供について

任意

オンライン提供を不可とする機関②  
民間人材ビジネス 地方自治体(地方版ハローワーク)

リーフレット兼同意書(PDF)をダウンロード  
リーフレット兼同意書の内容を確認し、求人情報のオンライン提供に同意します。

提供する場合にリーフレットを確認し、チェック

地方版ハローワークは、地方自治体自ら実施する無料職業紹介をいいます(民間人材ビジネス及び地方自治体共に提供を希望しない場合、チェックは不要です)。

## 3. 求人情報提供の留意事項

■求人情報の提供先となる地方自治体・地方版ハローワークや民間職業紹介事業者を、求人事業主が指定することはできません。提供先となる団体・法人名は、随時、ハローワークインターネットサービス(<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/online03.html>)に掲載されます。

■オンラインで求人情報を提供すると、提供先の地方自治体・地方版ハローワークや民間職業紹介事業者から、**職業紹介や関連するサービスの利用を勧められる**ことがあります。

これらの職業紹介や関連するサービスを希望する場合は、提供先が定める手続きに従い、求人者の提出や所要の契約などを行ってください。

■有料職業紹介事業者による職業紹介は、手数料が発生する場合があります。

手数料について、**有料職業紹介事業者から十分に説明を受け、手数料の発生に同意した上で**職業紹介を受けてください。**手数料は求人事業主が全額を負担し、ハローワーク(国)は一切負担しません。**

その他の関連するサービスも有料の場合があります。有料サービスの利用のために**必要な費用は求人事業主が全額を負担し、ハローワーク(国)は一切負担しません。**ご注意ください。

■雇用関係助成金を取り扱っていない地方自治体・地方版ハローワークや民間職業紹介事業者から職業紹介を受けると、職業紹介事業者による職業紹介の利用が要件である**雇用関係助成金の支給対象になりません**(雇用関係助成金を取り扱っている地方自治体・地方版ハローワークや民間職業紹介事業者であっても、一部の助成金を取り扱っていない場合があります)。

■地方自治体・地方版ハローワークや民間職業紹介事業者の提供するサービスについて、ハローワーク(国)は一切責任を負いません。求人事業主の判断でサービスの利用を決めてください。

## 4. 提供先における求人情報の利用のルール

提供先の地方自治体・地方版ハローワークや民間職業紹介事業者が、ハローワークから提供された求人情報を利用する際は、以下のようなルールを守るよう定められています。

### ハローワークから提供された求人情報と利用する際のルール（主なもの）

オンライン提供された求人情報をもとに、自ら求人事業主に連絡し、労働条件の明示を受けた上で、求人を受理し、職業紹介を行うことができる。その際は、以下を遵守すること。

- ① ハローワークに求人を出した求人事業主は、そもそも無料の職業紹介を受けることを希望している。**有料職業紹介事業者は、手数料について十分に説明すること。**
- ② 地方自治体・地方版ハローワークや民間職業紹介事業者は、求人の申し込みを受理した後、求人事業主に対して、速やかに書面の交付または電子メールにより、以下を明示すること。
  - (イ) 取り扱い職種の範囲
  - (ロ) 手数料に関する事項（有料職業紹介事業者のみ）
  - (ハ) 苦情の処理に関する事項
  - (ニ) 求人者の情報（職業紹介に係るものに限る）の取り扱いに関する事項
  - (ホ) 求職者の個人情報の取り扱いに関する事項※ 職業安定法第29条の4および第32条の13に規定。求職者にも明示が必要。
- ③ **求人事業主の希望がある場合に限り**、職業紹介以外の充足サービス（民間職業紹介事業者などが取り扱う求人広告などの利用勧奨など）や職業紹介に関連したサービス（コンサルティング、受入・定着支援など）を提示することができる。
- ④ 求人事業主に対して、労働者派遣や請負など求人事業主の直接雇用ではない形態への転換や無期雇用から有期雇用への雇用形態の転換、賃金などの労働条件の切り下げを働きかけないこと。
  - ※ 紹介予定派遣は、労働者派遣として開始されるが、労働者派遣の開始前または開始後に職業紹介を行う前提なので、目的外利用とはならない。
- ⑤ 雇用関係助成金の取り扱いの有無、取り扱う雇用関係助成金の種類を、あらかじめ求人事業主に十分に説明すること。
- ⑥ 地方自治体・地方版ハローワークや民間職業紹介事業者が求人を受理した後は、民間職業紹介事業者などの求人であることを求職者に明示すること。
- ⑦ 地方自治体・地方ハローワークや民間職業紹介事業者が行う職業紹介は、すべて民間職業紹介事業者等の責任で行うこと。求人内容を含め、ハローワークは一切の責任を負わない。
- ⑧ 求人事業主の意に反した営業活動を行わないこと。

\* ①と⑧は求人情報のオンライン提供先が地方自治体・地方版ハローワークや職業訓練施設の場合には適用されません。



地方自治体・地方版ハローワークや民間職業紹介事業者が、上記ルールに違反している場合は、最寄りの労働局またはハローワークにご相談ください。

詳しくはハローワーク インターネット サービス

(<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/online03.html>)

をご覧ください。最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。

QR  
コード

ハローワーク 所在地

検索

